

連帯債務 宅建 H13-04-3 <<#601>>

【問】 正誤をつけよ。

AとBとが共同で、Cから、C所有の土地を2,000万円で購入し、代金を連帯して負担する（連帯債務）と定め、CはA・Bに登記、引渡しをしたのに、A・Bが支払をしない。BがCに2,000万円支払った場合、Bは、Aの負担部分と定めていた1,000万円及びその支払った日以後の法定利息をAに求償することができる。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 連帯債務者間の求償権【★基礎頻出】

- 1 **連帯債務者の1人が弁済**をし、共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が**自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず**、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額のうち**各自の負担部分に応じた額の求償権**を有する。
- 2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の**法定利息**を包含する。（民法442条1項、2項）